

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>第10章 料金等</p> <p>第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄(2-1-1-2第2欄ア欄)に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、<u>中継伝送専用機能</u>、<u>通信路設定伝送機能</u>等(2-1-1-2第2欄ア欄)に規定する加算料及び2-1-2第2欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)、又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したもののみならず期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、<u>中継伝送専用機能</u>、光信号中継伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。</p> <p>3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料金の支払義務に係る規定を、<u>中継伝送専用機能</u>を利用できない状態については、<u>専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料金の支払義務</u>に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。))及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定(故障回復時間に係るものに限ります。)を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第10章 料金等</p> <p>第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄(2-1-1-2第2欄ア欄)に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、<u>通信路設定伝送機能</u>等(2-1-1-2第2欄ア欄)に規定する加算料及び2-1-2第2欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。))又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したもののみならず期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、<u>光信号中継伝送機能</u>、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。</p> <p>3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、<u>専用サービス契約約款中専用料金の支払義務</u>に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。))及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定(故障回復時間に係るものに限ります。)を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3) -2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2(料金額)2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、令和3年度に適用します。
(4)～(8)-5 (略)	(略)
(8) -6 加入者交換機回線対応部専用機能に係る料金の適用	2(料金額)2-2第7欄に掲げる網使用料については、当社の加入者交換機とそれに対向して接続する協定事業者の交換機との間の区間(両端の交換機及び伝送装置等により構成されるものをいいます。)ごとの加入者交換機接続回線(加入者交換機又はその交換機の伝送装置と接続するための接続回線をいいます。以下同じとします。)数に応じて適用します。
(8) -7 中継交換機回線対応部専用機能に係る料金の適用	2(料金額)2-4第2欄に掲げる網使用料については、当社の中継交換機とそれに対向して接続する協定事業者の交換機との間の区間(両端の交換機及び伝送装置等により構成されるものをいいます。)ごとの中継交換機接続回線(中継交換機又はその交換機の伝送装置と接続するための接続回線をいいます。以下同じとします。)数に応じて適用します。
(8) -8 中継交換機接続用伝送装置利用機能に係る料金の適用	2(料金額)2-5-2の2に掲げる網使用料については、当社の中継交換機が設置されている通信建物とその交換機に対向して接続する協定事業者の交換機が設置されている建物との間の区間ごとの中継交換機接続回線数に応じて適用します。
(8)-9～(8)-11 (略)	(略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3) -2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2(料金額)2-2第1欄、第7欄、 <u>第8欄</u> 及び第11欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7、 <u>2-11第1欄</u> から第4欄及び第6欄並びに2-13第3欄に規定する機能に係る料金額は、令和4年度に適用します。
(4)～(8)-5 (略)	(略)
(8)-6～(8)-8 削除	削除
(8)-9～(8)-11 (略)	(略)
(9) 削除	削除

(9) 中継伝送専用機能に係る料金の適用	<p>ア 中継伝送専用機能については、利用形態ごとに2-5-2-1の7欄からウ欄に掲げる料金額を適用します。</p> <p>イ 2-5-2-1ウ欄の場合において、中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合は、ウ欄に掲げる料金額に2-5-2-2第1欄に掲げる料金額を10kmを超える10kmごとに加えた額を適用します。この場合において、中継伝送専用機能を利用する区間の距離は、専用サービス契約約款中回線距離の測定の規定を準用して測定します。</p> <p>ウ 2-5-2-1イ欄又はウ欄の場合であって、単位料金区域ごとに当社が別に定める通信用建物と異なる同一単位料金区域内の通信用建物に設置された市外中継交換機を利用するため第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第3欄に規定する箇所接続する場合又は単位料金区域ごとに当社が別に定める通信用建物と異なる同一単位料金区域内の通信用建物において第5条第1項表中第3欄又は第4欄に規定する箇所接続する場合は、イ欄又はウ欄に掲げる料金額に2-5-2-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>エ 2-5-2-1に規定する利用回線数による料金については、次に掲げる方法により適用します。</p> <p>(7) 回線数が672回線までの場合は、2-5-2-1(7)欄に掲げる料金額を適用します。ただし、その額が2-5-2-1(4)欄に掲げる672回線ごとの料金額を越える場合は、2-5-2-1(4)欄に掲げる672回線ごとの料金額を適用します。</p> <p>(4) 回線数が672回線を超え2,016回線までの場合は、2-5-2-1(4)欄に掲げる672回線相当の料金額に、回線数から672回線を減じた回線数について上記(7)により算出した料金額を加えた額を適用します。ただし、その額が2-5-2-1(7)欄に掲げる2,016回線ごとの料金額を超える場合は、2-5-2-1(7)欄に掲げる2,016回線ごとの料金額を適用します。</p> <p>(9) 回線数が2,016回線を超える場合は、2-5-2-1(9)欄に掲げる2,016回線相当の料金額に、回線数から2,016回線を減じた回線数について上記(7)又は(4)により算出した料金額を加えた額を適用します。この場合において、回線数から2,016回線を減じた回線数が、2,016回線を超える場合も、同様に応用します。オ 2-5-2-2に規定する利用回線数による料金については、上記エを準用することとし、「672回線相当の料金額」とあるのは「672回線ごとの料金額」と、「2,016回線相当の料金額」とあるのは「2,016回線ごとの料金額」と読み替えるものとします。</p>
----------------------	---

2 料金額
2-1~2-1の4 (略)

2 料金額
2-1~2-1の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 加入者交換機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに 0.53022円 1秒ごとに 0.039247円	—
(2)~(6) (略)			
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当) ごとに月額	18,166円
(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.0024629円
(9)~(10) (略)			

2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 加入者交換機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに 0.52200円 1秒ごとに 0.039593円	—
(2)~(6) (略)			
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	1秒ごとに	0.0016028円
(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.0024957円
(9)~(10) (略)			
(11) メタル回線収容機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続する場合において、メタル回線収容装置（メタル回線を収容し、インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信機器をいいます。以下同じとします。）及びメディアゲートウェイ（第5条第1項の表中第7-2欄で接続する場合において、音声信号とパケットの相互間の変換を行うものをいいます。以下同じとします。）によりメタル回線を収容し、音声信号とパケットの相互間の交換を行う機能	1秒ごとに	0.017543円

2-3 市内伝送機能

区分	単位	料金額	備考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに 0.084110円 1秒ごとに 0.0081444円	—

2-3 市内伝送機能

区分	単位	料金額	備考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに 0.082625円 1秒ごとに 0.010271円	—

2-4 中継系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに 0.084110円	——
	1秒ごとに	0.00061049円	
(2) 中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	24回線 （1.5Mbit/s相当）ごとに 1.050円	——
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに 0.00014477円	——

2-4の2 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

区分	単位	料金額	備考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに 0.0036222円	——

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

2-5-2-1 基本料

区分	単位	料金額	備考			
中継伝送専用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を専ら協定事業者が利用して通信を伝送する機能	同一通信用建物内に終始する場合	(ア) 24回線単位のもの （1.5Mbit/s相当）	24回線まで月額 8.638円	——	
			24回線を超過する24回線ごとに月額	8.191円		
			(イ) 672回線単位のもの （50Mbit/s相当）	672回線ごとに月額 76.210円		
			672回線相当月額	75.763円		
			(ウ) 2,016回線単位のもの （150Mbit/s相当）	2,016回線ごとに月額 227.735円		
			2,016回線相当月額	227.288円		
		ア以外の場合であって同一料金区域に終始する場合	(ア) 24回線単位のもの （1.5Mbit/s相当）	24回線まで月額 9.496円		——
			24回線を超過する24回線ごとに月額	9.048円		
			(イ) 672回線単位のもの （50Mbit/s相当）	672回線ごとに月額 84.145円		
			672回線相当月額	83.698円		
(ウ) 2,016回線単位のもの （150Mbit/s相当）	2,016回線ごとに月額 251.542円					
2,016回線相当月額	251.095円					

2-4 中継系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに 0.082625円	——
	1秒ごとに	0.00062123円	
(2) 中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	1秒ごとに 0.000082563円	——
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに 0.00014231円	——

2-4の2 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

区分	単位	料金額	備考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに 0.0046824円	——

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

区分	単位	料金額	備考
中継伝送専用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を専ら協定事業者が利用して通信を伝送する機能	1秒ごとに 0.00080720円	——

	ウ アイ以外の場合	(7) 24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	10,020円	——
			24回線を超える24回線ごとに月額	9,573円	
		(4) 672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	88,999円	
			672回線相当月額	88,552円	
		(7) 2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	266,103円	
			2,016回線相当月額	265,656円	

2-5-2-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 2-5-2-1ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合の加算料	(7) 24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	10kmを超えるごと 24回線ごとに月額	23円
	(4) 672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	10kmを超えるごと 672回線ごとに月額	215円
	(7) 2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	10kmを超えるごと 2,016回線ごとに月額	646円
(2) 中継伝送専用機能を利用して当社が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(7) 24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	24回線ごとに月額	858円
	(4) 672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	7,935円
	(7) 2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	23,806円

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分	単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	50Mbit/s相当)ごとに月額	16,885円	——

2-5-3~2-6の3 (略)

2-7 信号伝送機能

区分	単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	ア 削除	1信号ごとに	0.013087円
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能		
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能		

2-7の2~2-10 (略)

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分	単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	1秒ごとに	0.000054281円	——

2-5-3~2-6の3 (略)

2-7 信号伝送機能

区分	単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	ア 削除	1信号ごとに	0.013385円
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能		
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能		

2-7の2~2-10 (略)

2-1-1 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 市内通信機能	加入者交換機と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能 1通信ごとに 1秒ごとに	0.65658円 0.067040円	中継事業者に適用します。
(2) リルーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「VPNサービス」といいます。）に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能 1通信ごとに 1秒ごとに	0.80053円 0.073185円	中継事業者に適用します。
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機間の伝送路設備を保留する機能 1通信ごとに	0.020739円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
(4) 音声ガイダンス送着用接続通信機能	加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送用に係る通信の交換及び伝送を行う機能 1秒ごとに	0.044843円	—
	加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送用に係る通信の交換及び伝送を行う機能 1秒ごとに	0.049034円	—
(5) (略)	—	—	—
(6) リダイレクション網使用機能	当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能 1通信ごとに	0.052724円	携帯・自動車電話事業者、国際系事業者、中継事業者、PHS事業者又は端末系事業者に適用します。
	特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能 1通信ごとに	0.044899円	—

2-1-2 (略)

2-1-3 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	—	—	—

第2表 工事費及び手続費

2 工事費の額
2-1 工事費

区分	単位	料金額	備考
(1)～(32) (略)	—	—	—
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に関する費用 ア イ以外の場合 672回線 (50Mbit/s 相当) ごとに	228,577円	—
	イ 第23条（接続用設備の設置又は回収の申込み）第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合 672回線 (50Mbit/s 相当) ごとに	315,437円	—

別表1 接続により提供する機能

機能の区分	機能の内容	備考
(略)	(略)	—
端末系交換機能	加入者交換機（当社が別に定める簡易型交換機を含みます。）又は一般収容局ルータにより相互接続通信の交換を行う機能	—

2-1-1 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 市内通信機能	加入者交換機と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能 1通信ごとに 1秒ごとに	0.63198円 0.066670円	中継事業者に適用します。
(2) リルーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「VPNサービス」といいます。）に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能 1通信ごとに 1秒ごとに	0.78391円 0.074004円	中継事業者に適用します。
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機間の伝送路設備を保留する機能 1通信ごとに	0.021391円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
(4) 音声ガイダンス送着用接続通信機能	加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送用に係る通信の交換及び伝送を行う機能 1秒ごとに	0.046113円	—
	加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送用に係る通信の交換及び伝送を行う機能 1秒ごとに	0.050447円	—
(5) (略)	—	—	—
(6) リダイレクション網使用機能	当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能 1通信ごとに	0.054380円	携帯・自動車電話事業者、国際系事業者、中継事業者、PHS事業者又は端末系事業者に適用します。
	特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能 1通信ごとに	0.045294円	—

2-1-2 (略)

2-1-3 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	—	—	—
(3) 一般中継系ルータ接続伝送機能	一般中継系ルータとメディアゲートウェイとの間の伝送路設備により通信を伝送する機能 1秒ごとに	0.012595円	—

第2表 工事費及び手続費

2 工事費の額
2-1 工事費

区分	単位	料金額	備考
(1)～(32) (略)	—	—	—
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に関する費用 ア イ以外の場合 672回線 (50Mbit/s 相当) ごとに	163,046円	—
	イ 第23条（接続用設備の設置又は回収の申込み）第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合 672回線 (50Mbit/s 相当) ごとに	228,264円	—

別表1 接続により提供する機能

機能の区分	機能の内容	備考
(略)	(略)	—
端末系交換機能	加入者交換機（当社が別に定める簡易型交換機を含みます。）メタル回線収容装置又は一般収容局ルータにより相互接続通信の交換を行う機能	—

附 則（令和 3 年 6 月 2 日西設相制第 000216 号）

- 1 (略)
- (光 I P 電話接続機能に係る経過措置)
- 2 (略)

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	_____	_____	_____
(2) 中継交換機能	市外中継交換機により通信の交換を行う機能	1 通信ごとに	0.071688 円	
		1 秒ごとに	0.00055832 円	
(3) (略)		_____	_____	_____

附 則（令和 3 年 6 月 2 日西設相制第 000216 号）

- 1 (略)
- (光 I P 電話接続機能に係る経過措置)
- 2 (略)

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	_____	_____	_____
(2) 中継交換機能	市外中継交換機により通信の交換を行う機能	1 通信ごとに	0.073707 円	令和 4 年 4 月 1 日以降に適用します。
		1 秒ごとに	0.00055714 円	令和 4 年 4 月 1 日以降に適用します。
(3) (略)		_____	_____	_____

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、令和 4 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

(加入電話・メタル I P 電話接続機能に係る経過措置)

2 この改正規定の適用日から令和 6 年 12 月 31 日までの間、協定事業者が第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 3 欄若しくは第 4 欄で接続するとき又は同第 7 - 2 欄で接続する場合であって、当社のアナログ電話用設備（電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）第 3 条第 2 項第 3 号に規定するものをいいます。）又は総合デジタル通信用設備（同項第 5 号に規定するものをいいます。）である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信するとき又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、料金表第 1 表第 1 又は附則（令和 3 年 6 月 2 日西設相制第 000216 号）第 2 項の規定にかかわらず、以下の機能を適用します。なお、当該機能に係る料金については、1 通信ごとの料金額及び 1 秒ごとに料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。

加入電話・メタル I P 電話接続機能	区分	単位	料金額	備考
	加入者交換機能、加入者交換機回線対応部専用機能、加入者交換機回線対応部共用機能、メタル回線収容機能、中継交換機能、中継交換機回線対応部専用機能、中継交換機回線対応部共用機能、中継伝送共用機能、中継伝送専用機能、中継交換機接続用伝送装置利用機能、関門系ルータ交換機能、S I P サーバ機能、S I P 信号変換機能、番	1 通信ごとに	0.54419 円	_____

	<p>号管理機能、ドメイン名管理機能、一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般中継系ルータ接続伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第3欄若しくは第4欄又は第7-2欄で接続し、交換設備及び伝送路設備又はIP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能</p>	<p>1秒ごとに</p>	<p>0.044132円</p>	
--	---	--------------	------------------	--